

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（共通）

※すべての評価細目（55項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念が明文化されている。	○a・b・c
Ⅰ-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	○a・b・c
コメント		
<p>・光と緑の園向陽寮施設運営方針に、『当寮の目的は「児童の最善の利益」の具現化であり、子どもの人権と発達権を保障する等、児童の権利擁護を最優先の原則とするものである。児童を一個の人格として尊重し、自己実現を達成できるように家庭に代わる環境の中で、職員や地域の人々との人間的ふれあいと信頼を基盤に情緒の安定、基本的な生活習慣の確立、社会性の涵養、学力の向上等を図りながら心身ともに明るく健全な成長発達を支援していく』と明記している。</p> <p>・「基本的な生活習慣の育成を図る」、「学力、体力の養成を図る」等、8つの運営方針を、パンフレット等に明文化している。この方針は、子どもたちの健全な発育ができるよう養育し、その自立を支援することを目標に掲げられている内容である。</p>		
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	○a・b・c
Ⅰ-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	○a・b・c
コメント		
<p>・年1回職員会議の際、運営方針の読み合わせを行ったり、毎月の職員会議の折にも寮長から、運営方針などの話しがある。その中でも特に、体罰や子どもの権利を損なうことは絶対に行わないようにと伝えている。</p> <p>・施設の運営方針などを子どもたちにわかりやすく「寮生活のきまり」として、周知している。このきまりは、子ども会で話し合い、内容を決めている。</p>		

I-2 事業計画の策定

I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・b・c
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a b・c
<p>コメント</p> <p>・平成22年4月1日から平成25年3月31日までの、光と緑の園事業主行動計画を策定しており、育児休暇や男女雇用均等法関係法令の遵守に対応している。施設整備が終了したので、今後は職員雇用関係の見直しを計画に盛り込みたいとの意向である。</p> <p>・向陽寮の概要として理事会で承認後、毎年冊子にしている。事業計画は、行事を柱として作成しており、寮長から職員へは「職員が行事を楽しまなければ、子どもが楽しむはずがない」と指導している。この項目は、中・長期計画の内容を各年度の事業計画に反映されているかを確認する項目であり、行事計画とは違いがある。評価基準では、中・長期計画を踏まえ、8つの運営方針が達成できたか等達成状況の評価が行えるような計画書の作成を求めている。</p>	
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・b・c
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a・b・c
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a・b・c
<p>コメント</p> <p>・年間行事計画は、子ども会の意見を聞き、策定している。以前運動会を実施しなかった年もあったが、次の年は運動会をしたいとの意向もあり、復活したとのことである。</p> <p>・職員へは職員会議などで、子どもたちへは子ども会などを通して、周知をしている。</p>	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c	
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c	
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寮長は平成23年4月に就任され、寮長としての日は浅いが、こども・女性・障害者支援センター所長など児童福祉に30年以上携わっている。ながさき県児童養護施設協議会だより「はばたけ」には、「ウィズの精神をもって子どもたちと共に歩きたい」と抱負を述べ、職務分掌表には、寮の統括との記載で責任を明記している。 ・児童福祉法をはじめ他の法律（個人情報保護法等）を重点に、各種研修等へ参加をしている。また研修に参加した職員は、学んだことを所内研修や職員会議を通して、他の職員へ伝えている。 		
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c	
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c	
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学受験を希望した子どもに対して、昨年5月頃職員でプロジェクトチームを立ち上げている。各職員に、「論文担当」「奨学金担当」「記憶力担当」などを割り当て、受験に向けて支援を行なったとのことである。その結果、無事に大学に合格することができている。1人の職員に負担をかけるのではなく、職員みんなで取り組みを行なう指導は効果的だと思われる。 ・寮長から職員へ常日頃、子ども一人につき措置費がいくら入るか等、経営について話をするなどの対応をしている。また、年3回程度支出を見直し、予算進捗状況を確認している。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。		○a・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。		○a・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。		○a・b・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉新聞や月間福祉等から社会福祉事業全体の動向、事業を取り巻く環境等の情報を入手している。国の考えとしては、今後児童養護施設を在宅に移したいとのことから、里親が3分の1、小規模・ファミリーホームが3分の1、児童養護施設が3分の1へと移行していく予定である。そのような状況の中で、あえて養育困難な子どもを積極的に受け入れることにより、施設としての役割を関連施設へ理解を広げている。 ・入所状況・コスト状況の推移表を用いて、分析を行なっている。現在高校三年生が9名で、全員退所をする。入所率を90%確保しておかないと、経営にも響いてくる為、こども・女性・障害者支援センターと連携をとり、入所する子どもを確保したいとの意向である。 ・決算前に税理士に監査を受けている。今回建物の改築にあたり、登記関係・減価償却関係を税理士に任せ、建物の按分方法などのアドバイスを得ている。 		

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。		○a・b・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。		a・b ○c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理士や家庭支援専門相談員など加算職員を配置しており、今後は一人一人の質を上げていくのが課題であるとのこと。現在、全員が臨時職員扱いとなっており、今後は正職員と非常勤職員へと職員処遇を変更し、職員の満足度を向上していきたいとの意向である。 ・現時点では、人事考課を実施していないが、社会保険労務士事務所と契約を行い今後実施していく予定である。やる気がある人を伸ばしていく仕組みをつくっていきたいとのことで、今後の取り組みを期待します。 		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。		a・b・c
II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。		a (b)・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残業時間・有給の消化率等について、寮長が常に把握をしている。夜勤の後に2日休みを設けるなど、働きやすい環境を提供している。職員の聞き取りでも、有給も時間単位でとることができ、有給を取得しやすいとのことである。 ・個別相談には寮長が対応し、また産業医にも健康上の事などを相談するように職員へ伝えている。次年度よりソウエルクラブへの加入を予定しているとのことである。今後職員処遇を図るための取り組みになることを期待します。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。		a・b・c
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。		a・b・c
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。		a・b・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人光と緑の園運営方針に、「職員の資質向上のため、外部研修への参加や独自研修に実施に努める」と明記をしている。子どもの基本を知り、子どもを理解することを目標に、月1回寮長が講師となり、児童虐待やDVなどの職場内研修を行っている。 ・現在、社会福祉士や社会福祉主事の資格を取得に向けて勉強をしている職員が2名いる。その為通信制で通学が必要な際には、特別休暇をとるなどの配慮をしている。また、各自に必要な研修を積極的に受けさせ、特に愛着セミナーは積極的に受講させている。 ・研修後は、研修報告書を提出し、全職員に回覧するとともに職員会議で発表をする時間を設けている。研修報告書を見て、次に参加する研修、参加しない研修等を判断し、今後の研修計画の材料としている。 		

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	○a・b・c
<p>コメント</p> <p>・年間を通して、保育・社会福祉士・介護等体験実習を受け入れている。受入担当者が実習生対応マニュアルに明確に記載され、社会福祉法人光と緑の園運営方針に、「福祉人材の育成に資するため、保育実習等の研修生については、積極的に受け入れるよう努める」と明記し、福祉人材育成に貢献している。</p>		

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	○a・b・c
Ⅱ-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	○a・b・c
Ⅱ-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	○a・b・c
<p>コメント</p> <p>・大切な子どもを預かっているので、病気時の対応、無断外出の対応、不審者が入った時の対応、火災時の対応等を種類別にそれぞれマニュアルを整備している。寮長は常に職員に対し、「預かっている子どもが職員の過失で亡くなってしまうと、施設の存続を含め、大きな社会問題となる」ことを周知し、事故等を未然に防ぐことは特に重要なことと捉えている。</p> <p>・毎月平日の夜に夜間想定で、火災避難訓練を実施している。また年に1回消防署の立ち会いのもと、地震想定などの訓練も実施している。ハード面では、建物は新築した際に耐震設計化し、体育館は現在補強工事を行い、食料備蓄倉庫の新設を進めている。</p> <p>・担当職員が危険箇所や修繕箇所がないかを週1回、巡回して報告書を作成している。最近では、施設内で電線がぶら下がっており危険という報告があり、業者に連絡し、撤去するよう依頼中である。</p>		

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	○a・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	○a・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	○a・b・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大村市内の医師でつくるボランティア団体（ARL）の協力もと、年1回イベントを開催している。最近では力士が来訪して、施設の子どもや地域の子ども達に大変喜ばれていたとのことである。また、近所の草刈等を子ども達が手伝い、地域の方々から喜ばれている。 ・体育館やグラウンド・地域交流室等を有料で地域へ開放している。フットサル大会や、グラウンドゴルフ等の利用があり、地域からの需要があることが窺える。また寮長が外部から依頼があれば、子育ての講師を務めており、3月には里親対象への研修をするとのことであり、地域に向けて積極的な活動を行なっている。 ・ボランティア受入れについての文書が整備され、登録申請書など手続きに関する事項を定めている。ボランティア参加者には、子どもたちとの関係のとり方や、個人情報保護に関連して写真は撮らないようにと注意事項を伝えてから、ボランティアに参加してもらうようにしている。 		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	○a・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	○a・b・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にこども・女性・障害者支援センター、大村市要保護児童対策地域協議会とは連絡を密に行っている。食事は、常に保健所と連携を図り、小さいことでも連絡をとる体制をとっている。 ・大村市要保護児童対策協議会は、心理士や家庭支援専門相談員などが会議に参加し、連携を強めている。また、学校とはユニットの棟長が主に連絡を行ったり、学校の役員を職員が行なうなどして連携を図っている。 		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	○a・b・c
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	○a・b・c
<p>コメント</p> <p>・一時預かりやショートステイを大村市やその他の市と契約を行い、実施している。施設と利用者で直接契約を行なう私的契約も行なっており、ニーズに対応できるように努力をしている。寮長は民生委員から講師の依頼があれば、快く引き受け、地域のニーズには即行動している。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・b・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に、「児童の権利擁護を最優先の原則とするもの」と明記し、寮長は常日頃「子どもに対応する時には丁寧に対応するように」と職員へ伝えているとのことである。 ・職員倫理綱領に、「プライバシーの尊重 私たち職員は、入所児一人ひとりのプライバシーを尊重し、職務を通して知りえた個人情報の守秘に努め、安心できる生活の場を提供します。」と明記している。2人部屋・3人部屋・個室があり、各個人の机には、鍵がかけられるようにしている。また、個室には他の子どもが入らないように徹底しており、プライバシーの配慮が徹底されている。 	
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。	第三者評価結果
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会で出た意見を吸い上げ、対応をしている。最近では、高校生以上の帰宅時間を19時までにしてほしいとの意見があり、1ヶ月実施して様子を見守っている。子どもから出た意見は、まずは認めるとの姿勢で対応している。 	

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	○a・b・c
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	○a・b・c
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	○a・b・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニットの職員や、時には寮長に相談している。個別に話をしたい時には、自立支援室や親子生活訓練室等の個室を活用している。 ・「くまの耳相談室」という苦情解決システムを整備し、受付担当・解決副責任者・解決責任者・第三者委員の氏名を明記している。また、園内3箇所に意見箱を設置し、利用者が要望や意見を述べやすく工夫し、ホームページで公表している。 ・「入所児童からのくまさんの耳子ども相談室への苦情・意見・要望処理のながれ」というフローチャートを使い、迅速に対応している。苦情解決報告書に記録を残し、意見等の内容確認、解決後の内容を記載している。 	

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。		a・b (c)
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。		a・b (c)
<p>コメント</p> <p>・定められた評価基準に基づいての自己評価は今回初めての実施である。第三者評価は、今後の改善のスタートとして捉え、評価結果を分析し、改善策を実施することが重要です。今後の取り組みを期待します。</p>		
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。		(a) b・c
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		(a) b・c
<p>コメント</p> <p>・国が作成する「児童養護施設運営指針」、長崎県が作成する「長崎県児童養護施設ケア基準」に従い、個々人の支援計画表を作成している。</p> <p>・個々人の支援計画書は、最低でも年1回見直しを行い、こども・女性・障害者支援センターから見直しの書類が届くと、それに従い見直しを行なっている。</p>		

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	○a・b・c
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	○a・b・c
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	○a・b・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの記録は、各ユニットの職員が記載し、毎日寮長が確認をしていた。寮長は、必要なことが書いていなかったり、具体的に書いていない場合には直接指導している。主観を入れず、ありのままを具体的に書くように注意しているとのことであった。 ・子どもの記録は、職員室にある鍵つきの戸棚で保管している。職員室から持ち出す時には、必ず主任の許可をとり、それ以外は持ち出さないように徹底していた。記録は永久保管で、規程に記載している。 ・毎日2回の引継ぎ会議を行い、また重要なことは職員会議やケース検討会議で話し合いをしている。伝え忘れがないように、ノートにも記載して確実に情報が共有できるようにしている。 	

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	第三者評価結果
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	○a・b・c
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	○a・b・c
<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委譲後にホームページを立ち上げ、運営方針・生活日課・地域交流等、写真で分かりやすく紹介している。パンフレットも写真付きで見やすく、市役所等に置いて情報提供をしている。 ・利用者のサービス開始時には、パンフレットなどを用い日課や施設の決まり事について分かりやすく説明を行っている。こども・女性・障害者支援センターから措置される子どもは、すでにこども・女性・障害者支援センターで手続きを終えている。私的契約の場合には、事業利用申請書で既往歴・アレルギーの状況を把握できるようにしている。 	

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。		Ⓐ b・c
<p>コメント</p> <p>・他施設へ移行した子どもは、こども・女性・障害者支援センターが仲介し、子どもたちをフォローしている。就職した子どもと家庭へ戻った子どもは、施設がフォローし、主に電話をかけて状況確認を行ない、必要な場合は、訪問している。退所後のフォローは、家庭支援専門相談員が担当し、今までに家庭復帰後母親が家出をしてしまい、子どもが施設に戻るケース等適切に対応していた。</p>		

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者アセスメントが行なわれている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ b・c
<p>コメント</p> <p>・こども・女性・障害者支援センターからの各種記録（児童記録票、判定（総合診断）所見及び処遇指針、心理診断票等）に記載されたアセスメント結果を元に、自立支援計画票を作成していた。 自立支援計画票には、①子どもの基本情報、②本人・保護者の意向が記載できるようになっており、各ユニットの職員が作成している。</p>		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。		Ⓐ b・c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。		Ⓐ b・c
<p>コメント</p> <p>・児童自立支援計画に、短期目標・長期目標を記載している。こども・女性・障害者支援センターから処遇指針に挙がってきている事柄を、目標に挙げている。例えば、十分に話しかける等を組み込んで対応をしている。</p> <p>・児童自立支援計画は、最低年に1回見直しをしている。短期目標は概ね6ヶ月、中期目標は概ね1年、長期目標は退所する時までの目標として作成をし、必要に応じて見直しを行なっている。</p>		

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（28項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

A-1 子どもの権利擁護

	第三者評価結果
1-(1) 子どもの権利擁護	
1-(1)-① 施設長は、管理規程・処遇規程等に子どもの権利擁護を明記する等、子どもの権利擁護への取り組みを積極的に行っている。	Ⓐ・b・c
コメント ・人権に配慮した養育・支援を行うために、毎年1回職員会議の中で職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ様に運営方針・職員倫理綱領・子どもの権利ノート等に明記し説明をしている。	
1-(1)-② 「子どもの権利ノート」をもとに、施設の行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるように支援している。	Ⓐ・b・c
コメント ・入所する前にこども・女性・障害者支援センターが「子どもの権利ノート」について説明している。入所時に養育・支援の内容や施設での約束ごとなどについて、子どもや保護者に解りやすく説明している。低学年の児童については、普段からかかわる時に説明している。施設の行う援助については、入所前に事前に情報提供を行っている。また、進路選択については個別的に対応し、必要に応じこども・女性・障害者支援センターの職員とも相談を行っている。	
1-(1)-③ 多くの人たちとのふれあいを通して、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。	Ⓐ・b・c
コメント ・各ユニット、縦割り制であり普段から異年齢交流ができる環境である。子ども間で生じたトラブルについては、できるだけ本人同士で解決することが出来る様に職員が支援している。ユニット型になり子どものストレスが軽減しトラブルは減少している。施設間交流として県の球技大会やスポーツフェスタ等に参加し、多くの人たちとふれあいの機会を持つ様にしている。	

1-(1)-④ 子どもが意見を述べやすい体制や環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・子ども会を毎月1回開催し、子ども達から出た議題について話し合い、生活ルールの見直しや年間行事、困っている事の意見交換を行っている。意見箱は子ども達が利用しやすい場所に設置しており、多くの意見が寄せられる。普段から「意見箱を活用していい」という事を説明している。意見箱へ投書する前にまずはユニットの担当職員へ伝えるケースが多い。自由に子ども達は意見を述べやすい環境である。</p>	
1-(1)-⑤ 子どもの不満や苦情の訴えを受け止め、適切な対応をしている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知している。意見箱に投書された苦情や要望については、すぐに職員会議の中で対応している。苦情受付箱（くまさんの耳相談室）を設置し、保護者や子ども達が投書しやすい環境を整備している。</p>	
1-(1)-⑥ 体罰を行わないよう徹底している。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・いかなる場合においても、体罰や子どもの気持ちを傷つけるような不適切な言動などは行わないよう、「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。体罰の起こりやすい状況や場面を想定し、毎月開催される研修会の中で、体罰を伴わない援助技術を職員に習得させる取り組みを行っている。</p>	
1-(1)-⑦ 子どもに対する身体的な暴力、言葉による暴力等不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・虐待防止の非常ベルを各ユニットに設置している。不適切な関わりを防止するため、日常的に職員会議等で取り上げたり、児童虐待防止マニュアル、就業規則や職員倫理綱領に明記し、全職員へ周知している。また、子どもを取り巻く環境の中で、学校担任やこども・女性・障害者支援センターの職員も含めて子どもへの関わり方について研修会を開催している。学校担任が子どもへの理解を深める事で、より良い効果が得られる様に努力している。</p>	
1-(1)-⑧ 体罰など不適切な処遇が発生した場合の対応が整備されている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・不適切な処遇を発見した場合は、就業規則に基づく厳正な処分を迅速に行うようにしている。過去1年間において、不適切な処遇は発生していないという事である。</p>	

1-(1)-⑨ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・以前は保護者の希望により、教会へ連れて行っていたが、現在はいない。子どもの思想・信教の自由については最大限に配慮している。</p>	
1-(1)-⑩ 子どもの発達や状況に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・子どもの発達に応じて可能な限り事実を伝えている。子どもの意思を大切にしているが、家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、知らせる場合は慎重に伝えている。伝え方等について、職員会議等で確認したり、こども・女性・障害者支援センターや関係機関と十分な協議を行い対応している。</p>	

A-2 日常生活支援サービス

	第三者評価結果
2-(1) 援助の基本	
2-(1)-① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	Ⓐ・b・c
2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	Ⓐ・b・c
2-(1)-③ 子どもの処遇向上のため、定期的に職員の自己評価を実施している。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・職員は高い専門性に基づく受容的・支持的なかかわりと深い洞察力を持って支援していくことを目標に努力している。被虐待体験・分離体験等の課題を抱えて入所してくる児童については、入所前にこども・女性・障害者支援センターと十分な協議を行い対応している。毎月ケース検討会を開催し、職員間でケースの把握に努めている。基本的な信頼感を獲得するなど、良好な人間関係を築くために、職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。生活グループを幼児から高校生までの縦割り小集団とし、異年齢間の交流ができる環境が整備してある。また、地域子ども会や健全育成行事等に参加し、地域住民との交流機会を作り、地域住民との触れ合いの中で社会的ルールを尊重できる気持ちを育てられる様に支援している。全養協人権擁護チェックリストを活用し、1年に1回自己評価を実施している。毎月のケース検討会において個別ケースごとに職員のかかわり方について指導方法を評価している。</p>	

2-(2) 食生活	第三者評価結果
2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。	Ⓐ・b・c
2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。	Ⓐ・b・c
2-(2)-③ 発達段階に応じて、食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
2-(2)-④ 発達段階に応じて、子どもが調理技術の習得等ができるよう配慮している。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・食事の時間が職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するように、暖かい日差しが入りこむ場所に食卓が置かれている。クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく食べられるなど配慮されている。</p> <p>定期的な嗜好調査・給食会議を行い、栄養摂取量を勘察し献立に反映している。子どもの発達段階に応じて食習慣を身につける事が出来るよう、食事の準備や配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるように支援している。また、郷土料理、季節の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承出来るようにしている。</p> <p>誕生食、行事食、時にはバイキング形式等、子どもが楽しみながら食べられる様に工夫している。</p>	
2-(3) 衣生活	
2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	Ⓐ・b・c
2-(3)-② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・季節ごとに衣服の購入をしている。低学年の児童については職員と一緒にいき、好む衣服と一緒に選択している。高年齢児については自分自身で選び、購入できるような機会を定期的に確保している。</p> <p>発達段階に応じ、衣服の洗濯、衣服の整理整頓、アイロンがけ、補修等衣服の自己管理が出来る様に各ユニットで支援している。</p>	

2-(4) 住生活	第三者評価結果
2-(4)-① 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。	① a・b・c
2-(4)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。	① a・b・c
2-(4)-③ 高学年の子どもへの個室の提供など、子どもの発達段階に応じた居室の配置がなされている。	① a・b・c
<p>コメント</p> <p>・全棟少人数ユニット化で養育している。玄関以外はバリアフリー化となっている。幼児等身長に応じて踏み台を設置し工夫している。 各部屋にはエアコン、個人ごとのロッカーを整備している。小人数でスペースも広く生活しやすい環境となっている。 各ユニットには個室があり、高校生は個室を利用、小中学生は2人部屋を利用している。</p>	

2-(5) 問題行動に対する対応		
2-(5)-① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。		○a・b・c
2-(5)-② 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。		○a・b・c
2-(5)-③ 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。		○a・b・c
<p>コメント</p> <p>・子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有し連携して対応している。問題がある子どもについては、アセスメントを十分に行い、プロジェクトチーム（寮長始めユニットの職員、関係職員）を立ち上げ、起こっている問題についての評価や今後の対応について検討している。</p> <p>強引な引き取りへの対応について、司法的な措置も含め、施設で統一的な対応が図られる様、職員間で周知徹底している。日頃から地域の警察署やこども・女性・障害者支援センターの担当者と連携を図り、緊急時に協力が得られる様に対応している。</p> <p>対象暴力対応マニュアル、無断外出対応マニュアル等を作成し、全職員へ周知している。</p>		
2-(6) 学習支援、進路指導等		
2-(6)-① 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。		○a・b・c
2-(6)-② 学校を卒業する子どもの就職や進学についての支援を十分に行い、子どもが進路について自己決定できるよう援助している。		○a・b・c
2-(6)-③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。		○a・b・c
<p>コメント</p> <p>・不適切な学習環境にいた子どもが多い事を踏まえて、基礎学力の向上や学習習慣づけのために個別支援を行っている。中高生には個室、2人部屋を提供している。必要な参考図書については希望をとり購入している。</p> <p>基礎学力向上に向けては、学習ボランティアを活用したり、学習担当の職員を決めて積極的に取り組んでいる。</p> <p>進路に関しては、毎年5月くらいから、寮長を始め担当職員が進路希望調査について面談を繰り返すシステムがあり、進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合っている。担当職員は、子どもの通う学校の三者面談に出席しており、学校教師と十分な連携を取っている。</p> <p>職場実習や職場体験については中学校や高校が行っている。特別支援学校の生徒に対しては学校と連携し、実習先訪問等の支援を行っている。</p> <p>運転免許の取得、各種技能検定資格の取得を積極的に支援している。</p>		

	第三者評価結果
2-(7)-① 被虐待児等心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	Ⓐ・b・c
2-(7)-② 被虐待児等に対する職員の研修等が十分に行われている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・常勤で心理士を配置している。心理士が主体になり個別の自立支援プログラムを作成し心理的支援を行っている。心理士は子どもの生活の場面にも入り普段から関わりを持っている。 愛着障害の理解等について所内研修やケース検討会を実施している。 入所する子どもの特性が多岐にわたる状況の中、寮長を講師として毎月研修を行ったり、各ユニット間での困難なケースについて全体研修の中で話し合っている。 県内、県外研修会に積極的に職員が参加している。</p>	
2-(8)-① 家庭支援専門相談員が中心となって、子どもと家庭との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。	Ⓐ・b・c
2-(8)-② 子どもの家庭支援についてこども・女性・障害者支援センター等関係機関との連携が確立している。	Ⓐ・b・c
2-(8)-③ 子どもと家庭の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的に行っている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・子どもの家庭復帰に関しては、子どもの意思を尊重することを基本に、家庭支援専門相談員を中心にこども・女性・障害者支援センターや保護者、担当職員等の連携を取り、家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行っている。親との面会には親子支援室を活用し、親子でゆっくりくつろげる空間を提供し、交流が深められる様に支援している。 小規模のユニットケアにより、家庭的な雰囲気作りをしている。 家庭等との交流が乏しい子どもには、1日里親や職員が自宅へ連れて行き、家庭体験をさせている。</p>	

A-3 自立支援

		第三者評価結果
3-(1) 自立支援		
3-(1)-① 施設生活や自立支援計画の策定等において児童の意向を尊重している。		○a・b・c
コメント ・自立支援計画は入所してから作成している。 進路の選択についても自立支援計画に反映している。子どもが抱えている課題について個別的に聞いて計画書の中に取り入れたり、1年の目標を個別的に立てさせている。 生活上の規則などについて、職員会と子ども会が協議し決定している。		
3-(1)-② 自立支援計画は定期的に見直しを行っている。		○a・b・c
コメント ・自立支援計画は毎年度定期的に見直している。状況がどんどん変わる子どもは緊急の見直しなど必要に応じて、随時自立支援計画を見直している。自立支援計画は定期的にもこども・女性・障害者支援センターへ報告している。		
3-(1)-③ 行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実施されている。		○a・b・c
コメント ・子ども会を中心に行事の役割等を話し合っている。全体での行事へは、なるべく全員が参加出来る様に促しているが、招待行事については参加者を募り参加している。		

<p>3-(1)-④ 施設の内外で多くの生活体験を積むことができるよう工夫し、子どもがその生活体験を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p>コメント</p> <p>・園内の花壇・菜園で栽培と収穫体験をさせる等、情操教育にも力を入れている。毎年ユニット毎で希望をとり、少人数でキャンプを実施している。</p>	
<p>3-(1)-⑤ 子ども自身が自分達の生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p>コメント</p> <p>・子ども会を中心に、生活課題について自分達で話し合い生活上のルールを決めている。担当職員が職員会等の意見の集約をして支援している。クリスマス会については、子どもが主体的になり活動内容を決めている。職員は必要最小限の支援をしている。</p>	
<p>3-(1)-⑥ 子どもが部活動や学校・地域の行事等を通して、友人や地域との関係を深められるよう支援している。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p>コメント</p> <p>・ユニット内やグラウンドや図書室等に遊びに来た友人等と楽しく過ごせる場所を提供している。地域のボランティア活動の参加、隣接する町内会の除草作業や廃品回収等、地区の行事へは積極的に参加している。地域へ施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供している。</p>	

3-(1)-⑦ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	㉠・b・c
<p>コメント</p> <p>・年齢に応じて支給限度額が決められている。毎月支給限度額の範囲内で、できるだけ自由に買い物が出来る様にしている。小遣い帳を利用し、計画的な小遣いの使用や節約して残った小遣いについては、将来必要な時のために貯金をするように指導している。高校生は自己管理、高校生以下は職員が金庫で管理し、個別に支給金台帳を記入している。卒業、退園を控えた高校生は、自立支援室を利用し、買い物支援や一定の生活範囲で生活することを学ぶ自立訓練を行っている。</p>	
3-(1)-⑧ 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。	㉠・b・c
<p>コメント</p> <p>・運動用具、自転車、遊具、図書、パソコン等を貸し出して、自発的活動が出来るように工夫している。 学校のクラブ活動への参加は積極的に勧めている。 各ユニットにテレビ、ビデオ、図書室でインターネットが使用できる。</p>	
3-(1)-⑨ 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉠・b・c
<p>コメント</p> <p>・性教育について、担当職員がケースごとにパンフレットを利用し説明している。職員は、施設外での職員研修において性教育等の教育方法を学んでいる。</p>	

3-(1)-⑩ 施設退所後も適切に子どもの支援を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・特に退所後1～2年目の児童には極力連絡を取り、可能な限り近況について把握している。帰る家庭がない子どもには、自立支援室を活用し、施設はいつでも帰っていける場所である事を普段から伝え、出来る限り帰省時に利用できる様に支援している。</p>	

A-4 安全・衛生・事故防止

		第三者評価結果
4-(1) 安全・衛生・事故防止		
4-(1)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	Ⓐ・b・c	
<p>コメント</p> <p>・発達段階に応じて健康管理を実施している。幼児については毎月1回嘱託医による健康診断を行っている。感染症予防についてはうがいや手洗いの習慣を養う様に、常に声かけを行っている。定期的に理美容店を利用している。</p>		
4-(1)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	Ⓐ・b・c	
<p>コメント</p> <p>・毎日健康記録を記入し子どもの健康状態については、担当者を中心として常時確実に把握している。健康上特別な配慮を要する子どもについては、嘱託医や専門医療機関の診療指導を受けている。服薬管理が必要な子どもは、お薬手帳を参考に間違いがない様に、各職員が確認している。隣接施設（乳児院）の看護師から病児対応方法や感染症対策等の指導を受け知識を深める努力をしている。</p>		
4-(1)-③ 事故防止や防災に関するマニュアルが整備されており、その対応方法について全職員に周知されるとともに、発生時の対応が整備されてい	Ⓐ・b・c	
<p>コメント</p> <p>・事故発生対応マニュアル、災害時に対するマニュアルが整備されている。毎月避難訓練を実施し、緊急時の子どもの安全確保のために取り組んでいる。将来的には食料や備品類を備蓄できるように倉庫を設置予定としている。遊具類の管理は担当を決めて週に1回は点検を行い安全管理に努めている。</p>		

4-(1)-④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルが整備されており、その対応方法について、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・外部からの不審者等の侵入防止のために、出入り口等へ防犯カメラを設置及び緊急時対応のために警備会社（セコム）との契約を進め不測の事態に備えている。また、対象暴力対応マニュアル、緊急時対応マニュアルが整備されている。</p>	
4-(1)-⑤ 安全を確保するための施設、設備上の工夫がなされている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・ユニットは玄関以外はバリアフリー構造となっており、幼児や小学校低学年の安全確保がされている。小規模ユニット制をとっており、十分に職員の目が届く様に整備されている。</p>	
4-(1)-⑥ 衛生管理に関するマニュアルが整備されており、その対応方法について、全職員に周知されるとともに、食中毒や感染症等の発生時の対応が整備されている。	Ⓐ・b・c
<p>コメント</p> <p>・衛生管理マニュアル、感染症マニュアルを作成し、研修会を通じて全職員へ周知している。当施設は調理関係を外部業者に委託しており、業者と栄養士及び職員との連絡会議を毎月開催し、衛生管理について十分な確認をとっている。感染症または食中毒が発生し、またまん延しないように日頃から手洗い、うがい、食品の取り扱いについては子ども、職員へ衛生指導を行っている。</p>	